

令和元年の意匠法改正に向けた事業に役立つ 実践的テクニックの検討と考察



マクスウェル国際特許事務所
弁理士 加島 広基

いよいよ本年4月1日より令和元年の改正特許法、改正意匠法が施行される。とりわけ、意匠法は大幅に改正され、物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となるほか、関連意匠制度の見直し、意匠権の存続期間の変更等が行われる。本誌では2019年6月号に「意匠法の改正（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 弁護士 大須賀滋先生）」、2019年6月～8月号に「連載（全3回）デザインの保護に関する裁判例の分析と意匠法の改正について（上）～（下）（iCraft法律事務所 弁護士・弁理士 内田誠先生、特許業務法人藤本パートナーズ 副所長・弁理士 野村慎一先生、協和綜合法律事務所 弁護士・弁理士 白木裕一先生）」等が掲載されたが、本稿では新たな保護対象となった画像の意匠および空間デザインの意匠について実践的なテクニックを検討、考察してみたい。

目次

1. 画像の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて
 - 1.1 令和元年の意匠法改正による画像意匠の保護について
 - 1.2 画像デザインについての2つの出願方法の優劣について
 - 1.3 既に意匠登録出願を行った物品等の部分としての画像についての関連意匠制度の適用
2. 画像の意匠と出願の変更制度の組み合わせについて
 - 2.1 特許出願中の図面に掲載されている操作画像や表示画像についての意匠権による保護
 - 2.2 アイコン画像を比較的安価に保護する方法
3. 画像の意匠のクリアランス調査の負荷軽減のために
 - 3.1 意匠法改正によるクリアランス調査の負荷の増大について
 - 3.2 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の活用
 - 3.3 情報提供窓口の活用
 - 3.4 タイムスタンプ保管サービスの活用
 - 3.5 日本意匠分類の改正について
4. 建築物の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて
 - 4.1 現行の意匠法による組立家屋等の意匠の保護について

- 4.2 既に意匠登録出願を行った組立家屋等の意匠についての関連意匠制度の適用
- 5. 建築物の内部の意匠の権利化を図るにあたって
- 6. 建築物、内装の意匠の図面の描き方の工夫
 - 6.1 建築物の図面について
 - 6.2 透視投影法の3つの種類について
 - 6.3 建築物の意匠の類否判断について

1. 画像の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて

1.1 令和元年の意匠法改正による画像意匠の保護について

現行の意匠法では、画像デザインについては物品の表示画面を部分意匠として登録することが可能であった。ここで、保護対象とされるのは、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザインに限定されていた。すなわち、現行の意匠法では、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品との関連性が強く求められており、物品に記録されていない画像や物品以外の場所に投影される画像については意匠法で保護を受けることができなかった。

しかしながら、近年はIoT等の新技術の浸透に伴い、画像については、物品との関連性による制約が実態と合わなくなっている。こうした状況を踏まえ、操作画像や表示画像については、令和元年の意匠法改正により画像自体が意匠法の保護の対象に加えられることとなった。なお、従前のように物品の表示画面を部分意匠として登録することも可能であるため、画像デザインについては以下の2つの方法のうち何れかを選択して意匠登録出願する必要がある。

- (A) 令和元年の意匠法改正で新たに規定された画像の意匠として出願する
- (B) 従来通り、物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として出願する

1.2 画像デザインについての2つの出願方法の優劣について

では、上記の(A)(B)のうちどちらの出願方法を推奨すべきであろうか。もちろん物品に記録されていない画像や物品以外の場所に投影される画像については方法(A)でしか意匠登録出願を行うことができない。しかしながら、物品に記録・表示されている画像であっても、特段の事情がない限りは方法(A)が有利であると考えられる。理由は以下の通りである。

(理由1)

令和元年の意匠法改正で新たに規定された画像の意匠として意匠登録出願を行った場合は、権利化後は第三者が物品に記録されていない同一または類似の画像(例えば、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像)を使用した場合でも侵害行為とみなすことができる。逆に、従前のように物品の部分としての画像を含む意匠として意匠登録出願を行ったときには、第三者が物品に記録されていない同一または類似の画像を使用した場合は非侵害であるとみなされるおそれがある。

(理由2)

意匠についての「実施」として、意匠に係る画像の電子通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為が含まれるようになった(改正意匠法2条2項3号イ)。このため、方法(A)で画像としての意匠登録出願を行い権利化した場合は、第三者がネットワークを通じて同一または類似する画像を提供する行為等についても侵害行為を問うことができる。

(理由3)

方法(B)で物品の部分としての画像を含む意匠として出願した場合、物品が非類似であることにより第三者が同一または類似の画像を用いた場合でも非侵害とみなされる場合がある。

例えば、メール送信に関連する操作画像について、PCタブレット等の電子計算機の部分としてこの操作画像を含む意匠を出願して意匠権を取得した場合、第三者がこの操作画像を含む冷蔵庫を実施したときには、物品全体が非類似のため非侵害とみなされる可能性がある。



「マンホール用蓋受枠」事件(平成22年(ネ)第10014号)によれば、裁判所は、「部分意匠制度は、独創的な創作がなされた物品の部分に係る意匠を保護する必要性から立法されたものである(意匠法2条1項参照)が、部分といっても、あくまでベースとなった物品の形状全体との関係における部分であるから、部分意匠の形態のみならず、物品全体の位置、大きさを勘案しながら部分意匠の類似の範囲を判断すべきである」と判示している。このように、従来のような方法(B)で出願した場合は、あくまで画像は物品の部分として保護されるため、物品全体が異なる場合は第三者が同一または類似の画像を使用していた場合でも非侵害とみなされるおそれがある。

これに対し、方法(A)のように画像の意匠として出願した場合は、第三者が同一または類似の画像を含む物品(冷蔵庫)を実施したときは侵害行為を問うことができる。また、第三者が同一または類似の画像を含む物品の意匠権を取得した場合であっても、意匠法26条1項に規定する利用関係に該当するため、第三者は業として登録意匠の実施をすることができない。すなわち、同一または類似の画像を含む物品の販売行為等が禁じられる。

これらの(理由1)～(理由3)を鑑みるに、物品に記録・表示されている画像であっても、従前のように物品の部分としての画像を含む意匠として出願するのではなく、画像の意匠として出願したほうが有利であると考えられる。

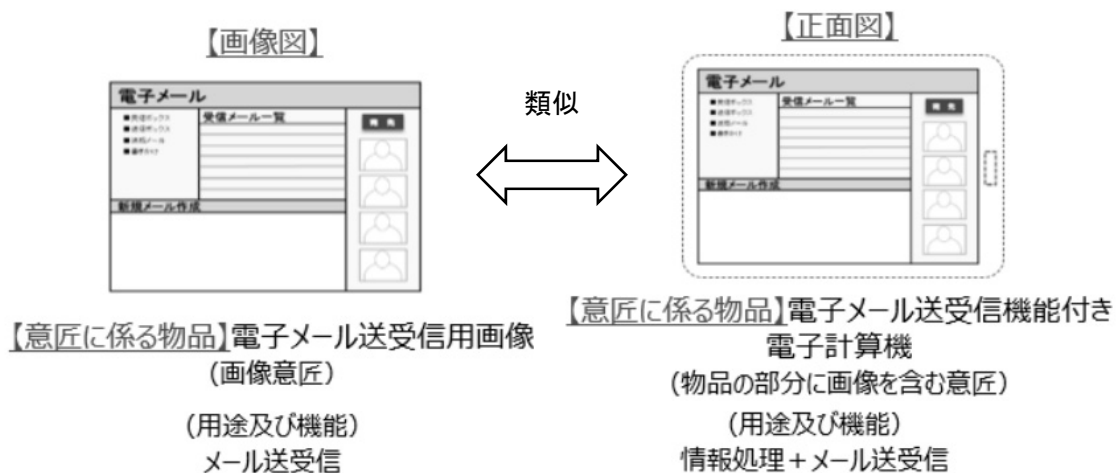
1.3 既に意匠登録出願を行った物品等の部分としての画像についての関連意匠制度の適用

では、既に意匠登録出願を行っていたり意匠権を取得していたりする物品の部分としての画像について、今回の意匠法改正により保護を強化することはできないだろうか。今回の意匠法改正

では関連意匠制度についても出願可能な期間が現行の「意匠公報発行の日前」から「基礎意匠の出願日から10年以内」に延長された。このため、今後出される政令等で特段の制限等が設けられない場合は、既に意匠登録出願を行っていたり意匠権を取得していたりする物品の部分としての画像と同一または類似の画像の意匠を関連意匠として出願することができると考えられる。このようにして新たに取得した画像意匠の意匠権では、侵害品の条件として「画像が物品に記録される」という要件が外れるため、当該画像についてより強固な保護を図ることができる。

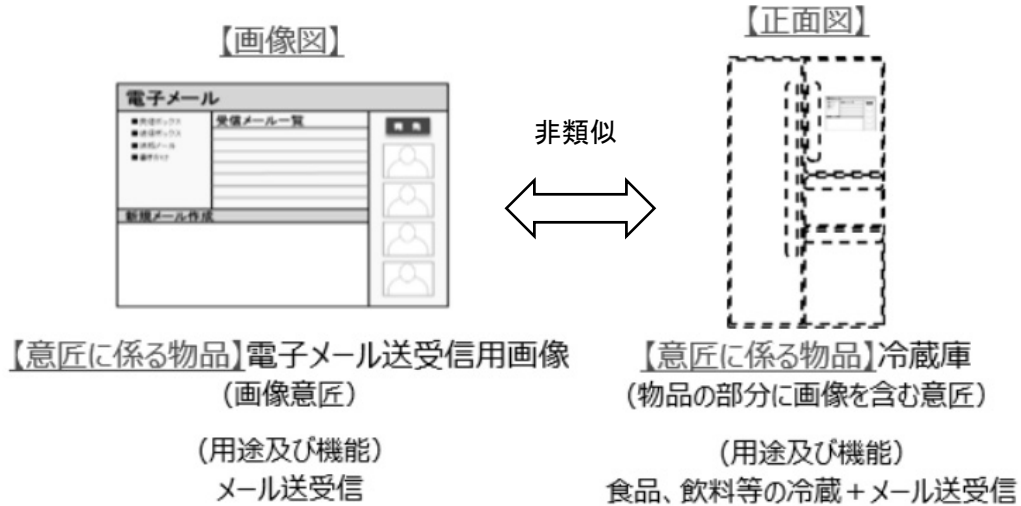
しかしながら、全ての画像について関連意匠制度を活用して意匠登録出願を行うことができるわけではない点に留意されたい。

例えば、電子メール送受信画像と、電子メール送受信機能付き電子計算機（物品の部分に画像を含む意匠）については、両意匠の用途および機能は類似するものと判断される。後者の電子計算機の用途および機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は様々な物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途および機能を比較する場合にほとんど影響を与えないからである。このように、電子メール送受信画像に係る意匠と、電子メール送受信機能付き電子計算機に係る意匠とが類似するため、電子メール送受信機能付き電子計算機に係る意匠を本意匠とした電子メール送受信画像の関連意匠出願が可能であると考えられる。



一方、電子メール送受信画像と、電子メール送受信機能付き冷蔵庫（物品の部分に画像を含む意匠）については、両意匠の用途および機能が異なるため両意匠は類似しないものとして扱われる。「冷蔵庫」はメール送受信機能に加え、食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途および機能も有しており、当該用途および機能は外観上にも顕著に現われているためである。

このため、電子メール送受信機能付き冷蔵庫（物品の部分に画像を含む意匠）の意匠について既に意匠登録出願していたり意匠権を取得していたりする場合は、画像の意匠を関連意匠として出願することはできない。上述したように両者の意匠は非類似であるとみなされるからである。なお、この場合は電子メール送受信画像の意匠を関連意匠ではなく単独の意匠として出願しても、意匠法3条の2（先願意匠の一部と同一または類似の後願意匠の保護除外）または3条2項（創作非容易性）の規定により権利を取得することはできないと考えられる。



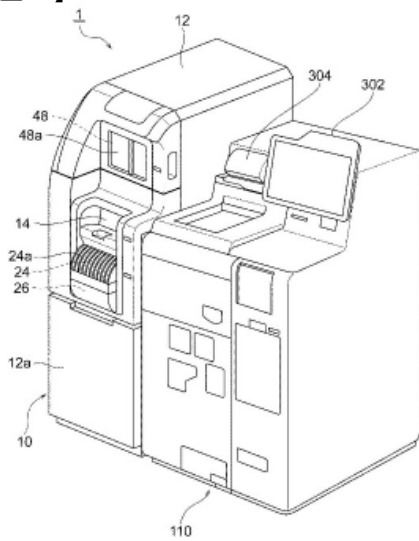
2. 画像の意匠と出願の変更制度の組み合わせについて

2.1 特許出願中の図面に掲載されている操作画像や表示画像についての意匠権による保護

上述したように令和元年の意匠法改正では画像の意匠としての意匠登録出願が可能になったが、既に特許出願中である図面に掲載されている操作画像や表示画像についても変更出願により意匠権で保護することが可能であると考えられる。とりわけ、物品について特許出願から意匠出願への変更を行う場合は六面図が必要であるため意匠出願の要件を満たさない場合が多いが、画像に特許出願から意匠出願への変更を行う場合は画像図があれば意匠出願の要件を満たす場合が多いため、画像の意匠と意匠登録出願への変更制度とは親和性が高いといえる。

例えば、今回の意匠法改正の施行日より前に特許出願された特願2019-168242の図1に貨幣入出金機の外観を示す斜視図が掲載されており、図10にこの貨幣入出金機の操作表示部における表示画面が示されている。この場合、図10に示される画像について、意匠法13条に規定する出願の変更により、画像の意匠としての意匠登録出願とすることができる。このようにして、図10に示すような画像の意匠について権利化を図ることにより、他社のデッドコピー等の侵害行為に対する一定の抑止力になると考えられる。なお、このような出願の変更を行う場合は、元の特許出願の明細書等において図面に掲載される画像が操作画像または表示画像であることが明確に示されていることが望ましい。

【図1】



【図10】



【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の実施の形態による貨幣入出金機の外観を示す斜視図である。

【図10】 図1に示す貨幣入出金機の紙幣入出金装置において紙幣の通常入金処理が行われる際の操作表示部における表示画面を示す図である。

2.2 アイコン画像を比較的安価に保護する方法

令和元年の改正意匠法ではアイコン画像単体についても意匠権で保護することが可能となった。しかしながら、意匠権で保護したいアイコンの数が多い場合には、全てのアイコンについてそれぞれ意匠登録出願を行うと手間や費用がかかるおそれがある。

例えば、登録意匠第1623167号には、複数のアイコン画像を物品の部分として含むホームメニュー機能付き電子計算機の正面図が示されている。



登録意匠第1623167号の【正面図】

ここで、このような複数のアイコン画像の各々についてアイコン画像単体で意匠権を取得したい場合は、アイコン画像の数だけ手間や費用がかかることになる。また、全てのアイコン画像について意匠権を取得しても、大多数のアイコン画像がビジネス上で不要になる場合もある。

このため、最初からそれぞれのアイコン画像単体を意匠登録出願するのではなく、まずは特許出願で各アイコンを含む画像を図面に載せておく。そして、第三者が同一または類似のアイコン画像を使用する等、将来にアイコン画像の権利化が必要になった場合に、当該アイコン画像について特許から意匠への変更を行うことによりアイコン画像単体で意匠権を取得する方法が考えられる。なお、この場合には、出願の変更の要件から外れないようにするために、複数のアイコン画像の各々について【図〇】で図示しておくことがより望ましい。また、アイコン画像については、意匠登録出願を行った際に操作画像または表示画像に該当すると認められない場合や、意匠が具体的であること等の登録要件を満たさない場合には、拒絶の対象となる。このため、特許明細書において将来の意匠登録出願への変更を見据えて各アイコンの機能や用途について十分に記載しておくことが望ましい。

3. 画像の意匠のクリアランス調査の負荷軽減のために

3.1 意匠法改正によるクリアランス調査の負荷の増大について

令和元年の意匠法改正により画像の意匠を新たに意匠登録出願することができるようになったため、新たな画像を用いたサービスを実施する際に行うべきクリアランス調査の負荷が増大すると考えられる。とりわけ、従来では画像の意匠はあくまで物品の一部として保護されていたため自分が販売等を行う物品について主にクリアランス調査を行えばよかったが、画像についての意匠の調査を行う場合には調査対象となる意匠権の数が従来と比べて大きく増えると予想される。このため、画像の意匠のクリアランス調査の負荷軽減策について検討してみたい。

3.2 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の活用

工業所有権情報・研修館（INPIT）は画像意匠公報検索支援ツールを提供しており、この画像意匠公報検索支援ツールを用いることにより、日本で登録された画像を含む意匠について効率的に調査を行うことができるようになる。画像意匠公報検索支援ツールは、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる。また、画像を含む登録意匠を公報発行日順に表示したり、利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示したりすることができる。



<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

具体的な使用方法について簡単に述べると、利用者は画面上段の右側領域において絞り込み検索を行うことができる。絞り込み条件を入力した後、「結果を表示」ボタンをクリックすると、画像を含む登録意匠が公報発行日順に表示される。そして、登録番号をクリックすると、意匠公報を参照することができるようになる。

また、別の使用方法として、検索したい画像のファイルを利用者が画面上段の左側領域の中にドラッグ&ドロップし、「結果を表示」ボタンをクリックすると、検索したい画像に類似する画像を含む登録意匠が公報発行日順に表示される。この際に、検索したい画像に近いと評価されたものから順に表示される。そして、登録番号をクリックすると、意匠公報を参照することができるようになる。

このような画像意匠公報検索支援ツールを用いることにより、普段から意匠に慣れていない者であっても比較的簡単に画像の意匠について調査を行うことができるようになるであろう。

3.3 情報提供窓口の活用

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ（以下、意匠審査基準WGという）において、意匠権については情報提供制度がなく直ちに権利化されてしまうことから、情報提供制度の見直しを求める意見が委員から出されていた。これに対し、特許庁では、意匠には公開制度がなく特許同様の制度を設けることは困難であるが、権利化に限定しない情報提供窓口を設けることを検討しているとのことである。このような情報提供窓口を利用して自社サービスで用いられる画像やインターネット上の様々な画像等を特許庁に提供することにより、創作非容易性がないと思われる画像の意匠権を第三者が取得してしまうことを抑制したり、自社サービスを実施した後にこの自社サービスで用いられる画像を第三者が意匠登録出願して権利化してしまうことを防止したりすることができると思われる。

3.4 タイムスタンプ保管サービスの活用

ネットワークを通じて提供する画像について先使用権を確保するために、工業所有権情報・研修館（INPIT）等が提供するタイムスタンプ保管サービスを活用することが考えられる。とりわけ、インターネット回線を介して提供される画像については、「ある電子データがある時点で存在していたこと（存在証明）」や「その後、その電子データが変更されていないこと（非改竄証明）」を証明するのが難しいため、タイムスタンプを活用することにより画像の存在時刻証明を行うことができるようにしておくことが望ましいといえる。

3.5 日本意匠分類の改正について

J-PlatPatや上述した画像意匠公報検索支援ツールにおいてクリアランス調査の負荷軽減のために、特許庁では日本意匠分類の改正を予定している。具体的には、令和2年2月12日に特許庁ホームページにて「日本意匠分類（令和2年4月1日施行版）についてのお知らせ」が掲載されている。画像デザインについては、現行の画像意匠分類W10～W19に加えて、グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）の分類番号N3-10～12が新設される。更に、画像用Dターム（109肢）が新設され、用途・形態の観点で複数付与が可能となる。J-PlatPat等を用いた画像意匠のクリアランス調査においてこのような分類を活用することにより、調査すべき意匠の候補の絞り込みを行うことができるようになることが期待される。

4. 建築物の意匠と関連意匠制度の組み合わせについて

4.1 現行の意匠法による組立家屋等の意匠の保護について

現行の意匠法では保護対象は物品の形状等となっており、ここで物品は動産を意味すると考えられていたため、土地に定着した建築物については物品と認められず、意匠法の保護の対象外であった。このため、建築物については現在は工業的に量産され販売時に動産として取り扱われる組立家屋等のみが意匠登録出願可能であった。しかしながら、現行の意匠法において本来は意匠法上の物品には該当しない建築物の意匠が組立家屋として意匠登録出願され、登録を受けているケースもある。このような意匠権については本来は意匠法2条1項に規定する物品に該当しないため無効理由を有する瑕疵のある権利であると考えられる。

4.2 既に意匠登録出願を行った組立家屋等の意匠についての関連意匠制度の適用

このような瑕疵を解消する方法として、関連意匠制度を活用することが考えられる。上述したように今回の意匠法改正では関連意匠制度についても出願可能な期間が現行の「意匠公報発行の日前」から「基礎意匠の出願日から10年以内」に延長されたため、既に意匠権を取得している組立家屋等（実際は建築物）の意匠と同一または類似の意匠を建築物の意匠として関連意匠制度を利用して出願することができると考えられる。令和元年の意匠法改正に合わせて改訂される意匠審査基準においても、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」については、人が居住するために用いるものである点で、その用途および機能に共通性があることから、両意匠の用途および機能は類似すると判断することが示されている。このように、関連意匠制度を活用することにより、令和元年の意匠法改正の前に既に意匠出願されているまたは登録されている本来は物品ではなく建築物であった意匠について事後的に保護を図ることができるようになる。

なお、意匠審査基準WGにおいて、過去の意匠登録出願が行われている組立家屋に対して改正

意匠法の施行後は建築物を関連意匠で出すことは可能であるかという質問が委員から出されたのに対し、特許庁の担当者からは今後出される政令等で特段の制限等が設けられない場合は可能と考えられるという回答がなされている。

5. 建築物の内部の意匠の権利化を図るにあたって

令和元年の意匠法改正では建築物の意匠が保護対象となったが、建築物の外観だけではなく内部の意匠についても部分意匠として保護が可能となった。一方、今回の意匠法改正では意匠法8条の2が新設され、内装全体として統一的な美感を起こさせる店舗、事務所その他の施設の内装は、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなった。このため、建築物の内部の意匠について権利化を行うにあたり、

- (A) 建築物の部分意匠として出願する
- (B) 内装の意匠として出願する

という2つの方法から何れかの方法を選択する必要がある。どちらの方法を選択するかについては、建築物の内部の意匠が複数の物品等を含むか否かが判断基準となる。すなわち、建築物の内部の意匠が複数の物品等を含まない場合は、(A) 建築物の部分意匠として出願する。一方、建築物の内部の意匠が複数の物品等を含む場合は、建築物の部分意匠として出願した場合は意匠法7条に規定する一意匠一出願の要件を満たさなくなるため、(B)内装の意匠として出願する。

なお、意匠審査基準WGにおいて、内装の意匠から建築物の部分意匠への補正や、建築物の部分意匠から内装への意匠への補正は柔軟に対応すると特許庁の担当者が述べている。

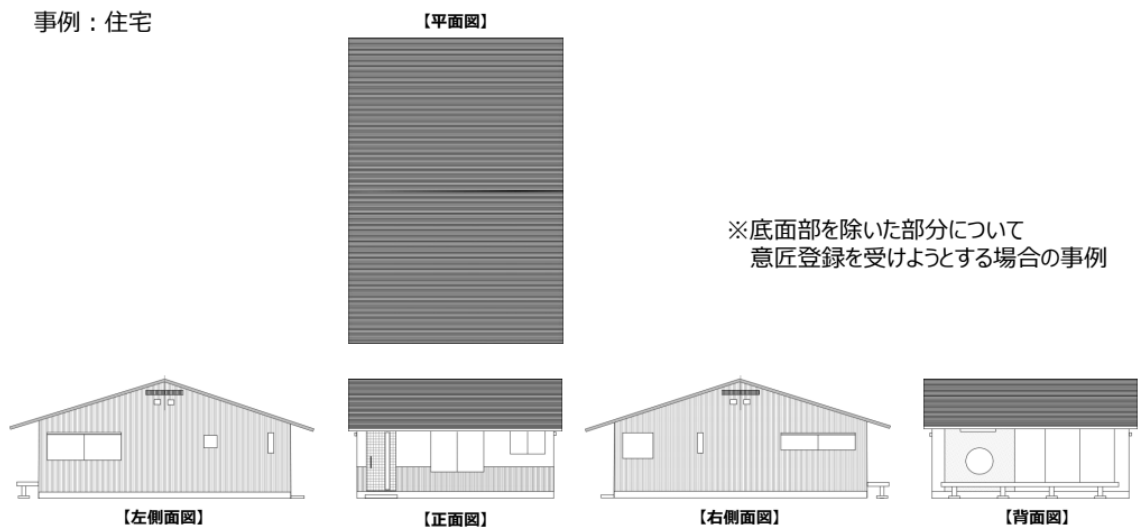
また、改訂意匠審査基準によれば、建築物の意匠と内装の意匠の用途および機能の類否判断については、両意匠の詳細な用途および機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途および機能に共通性があれば、両意匠の用途および機能が類似すると判断するとのことである。よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途および機能に共通性があることから、両意匠の用途および機能は類似すると判断される。

6. 建築物、内装の意匠の図面の描き方の工夫

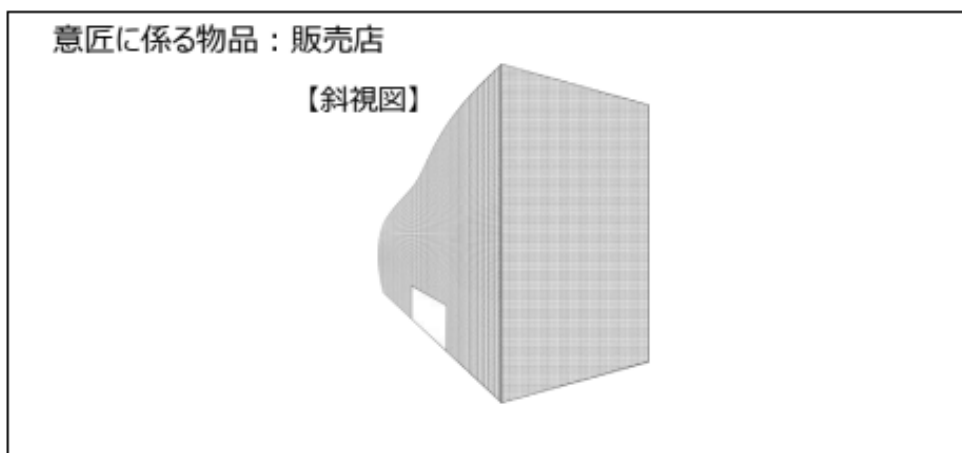
6.1 建築物の図面について

令和元年の意匠法改正に合わせて改訂される意匠審査基準では、建築物の図面について意匠の具体的な形状等が明らかな例および明らかではないものの事例がそれぞれ示されている。概ね、建築物の六面図のうち底面部を除いた部分について図面で明確に示せば意匠の具体的な形状等が明らかであるとみなされると考えられる。

【事例】意匠の具体的な形状等が明らかな例



【事例】意匠の具体的な形状等が明らかでないものの例

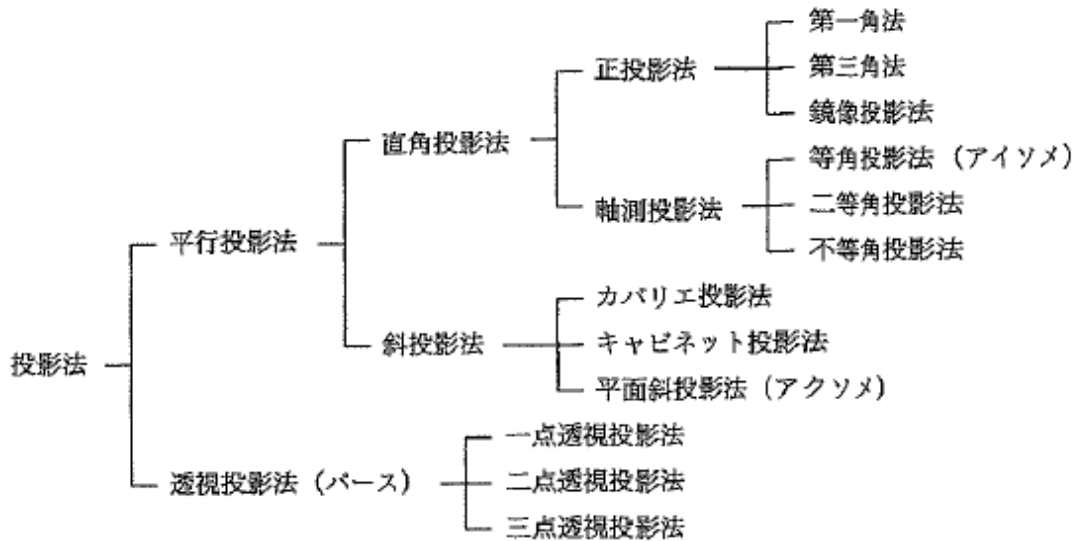


(注) 本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがついた1図のみで表したものであり、意匠全体の具体的な形状等を把握することはできず、意匠が具体的でないと判断される。

一方で、建築物の意匠の類否判断を行うにあたり、建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、建築物の外部については人が地面に立った視点での肉眼による観察を基本としつつ、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行うことが改訂意匠審査基準で示されている。ここで、建築物について意匠登録出願を行うにあたり、図面として建築物の六面図のうち底面部を除いた部分について図示しただけでは、類否判断において建築物の意匠の「人が地面に立った視点での肉眼による観察」を行うことができないと考えられる。このため、建築物の六面図のうち底面部を除いた部分についての図示に加えて、人が地面に立った視点で建築物を肉眼で観察したときの図面を加えることが望ましい。

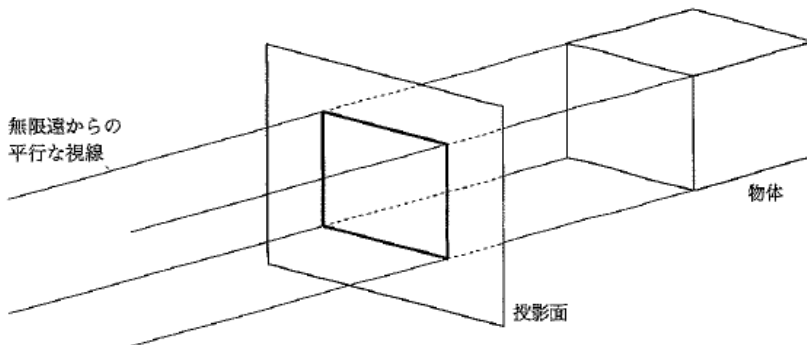
意匠図面の作成にあたり、三次元の物品を二次元の紙面で示すには投影法が用いられるが、通常の物品の図面では平行投影法が用いられるのに対し、人が地面に立った視点で建築物を肉眼で

観察したときの図面を作成するときには透視投影法が用いられ、両者の図面の描き方は全く異なったものとなる。更に、透視投影法には一点透視投影法、二点透視投影法、三点透視投影法の3種類の図面の描き方がある。建築物の外観や内装の図面を作成するにあたり、一点透視投影法、二点透視投影法、三点透視投影法のうち適した図面の描き方がある。このことについて以下で検討したい。



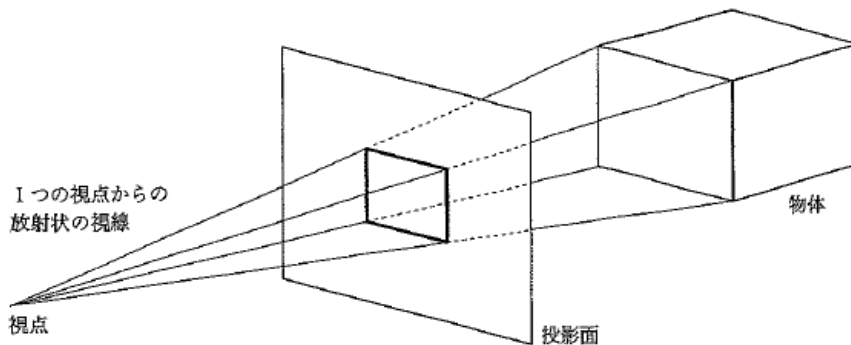
平行投影法

⇒ 無限遠からの平行な視線によって物体を投影面上に表現する方法



透視投影法

⇒ 一点からの放射状の視線によって物体を投影面に表現する図法



(「建築デザインの基礎p14 立体図の描き方」彰国社より)

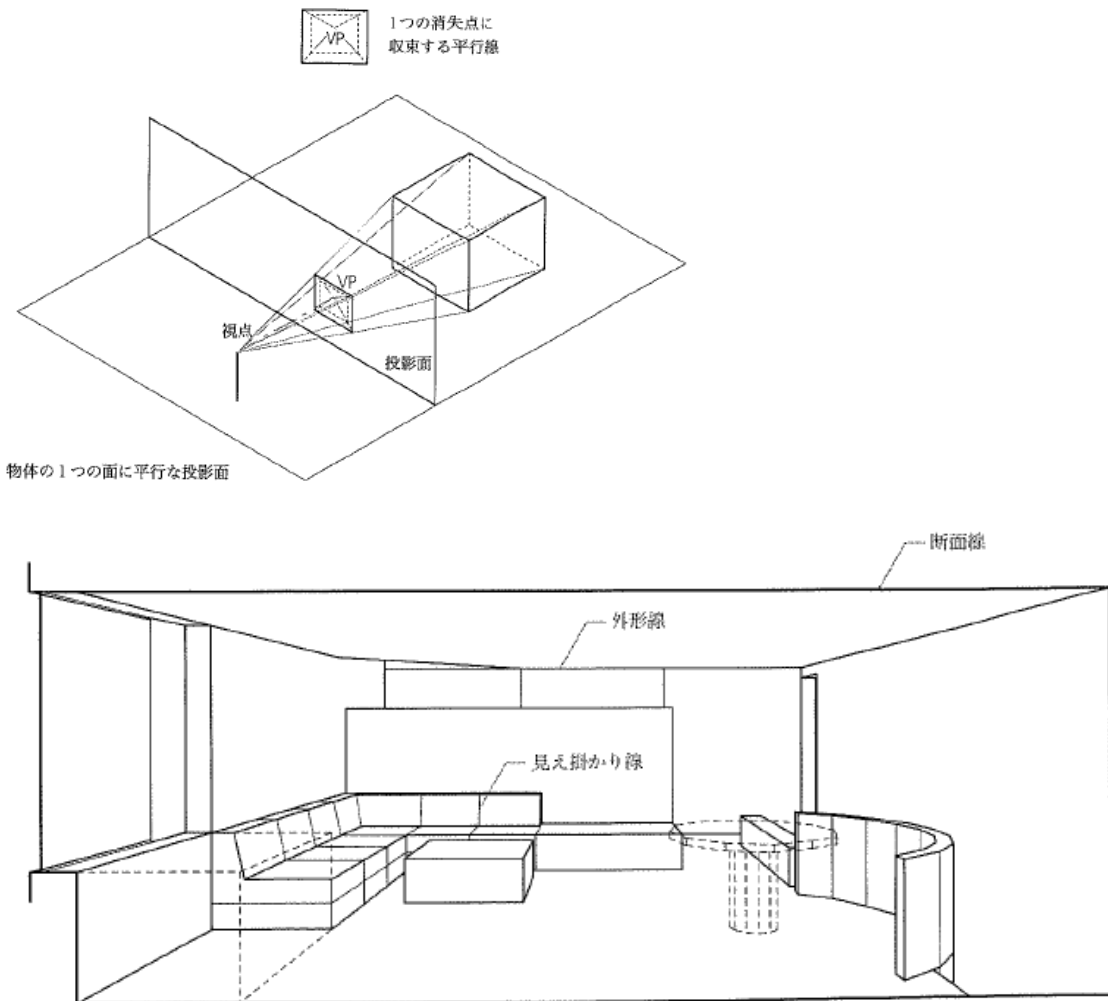
6.2 透視投影法の3つの種類について

上述したように、透視投影法には一点透視投影法、二点透視投影法、三点透視投影法の3種類の図面の描き方がある。

(A) 一点透視投影法（一点透視図）

1つの消失点を持ち、物体の1つの面に平行な投影面を設定し、放射状の投影線を用いて表現する図である。1つの方向へ向かう空間の奥行きなどを表現するのに有効である。

建築物の内部や内装の図面に適している。

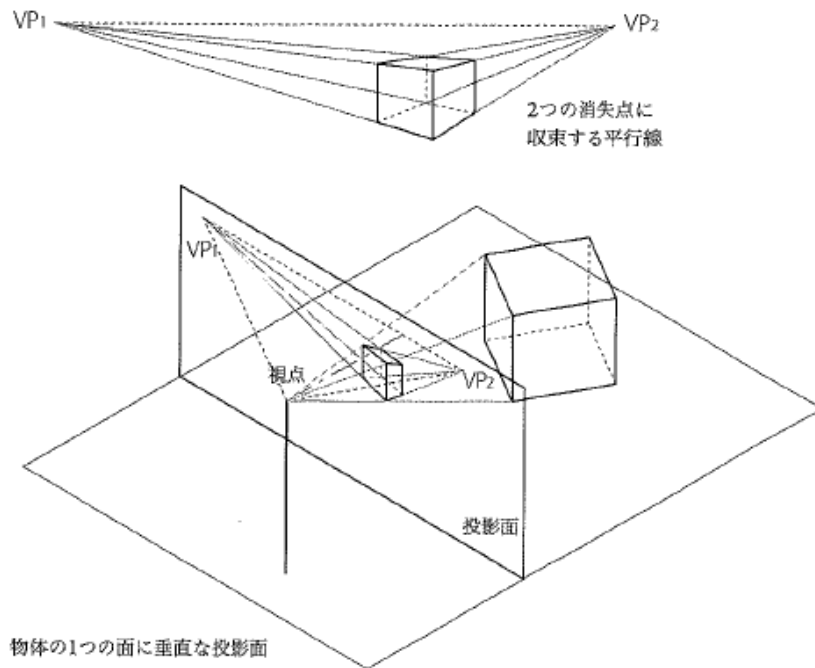


(「建築デザインの基礎p18,45 一点透視図の描き方」彰国社より)

(B) 二点透視投影法（二点透視図）

2つの消失点を持ち、物体の1つの面に垂直な投影面を設定し、放射状の投影線を用いて表現する図である。空間の水平方向の広がりや建築物の立体感などを表現するのに適している。

建築物の内部および外観共に幅広く用いられる。



(「建築デザインの基礎p18 透視図の描き方」彰国社より)



意匠登録第1438023号 【使用状態を示す参考斜視図】

(C) 三点透視投影法 (三点透視図)

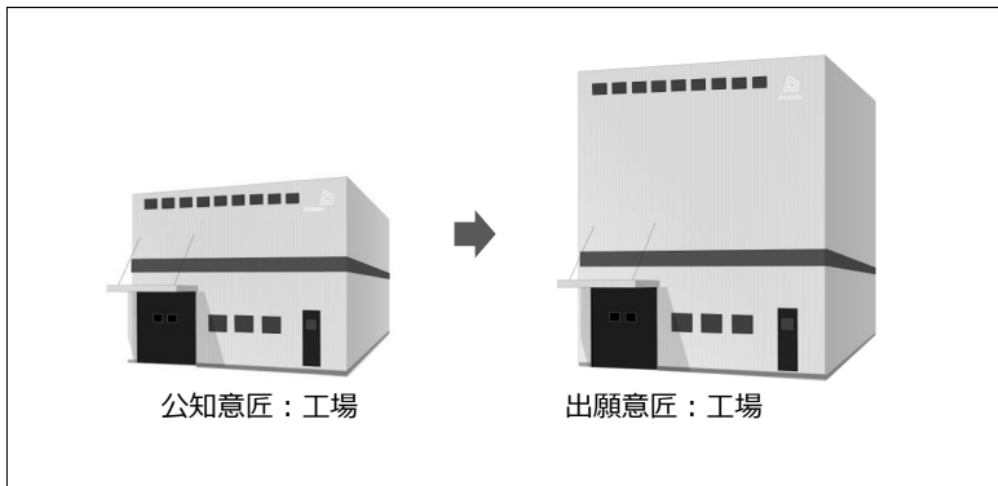
3つの消失点を持ち、物体の1つの面に斜めな投影面を設定し、放射状の投影線を用いて表現する図である。

垂直方向にも奥行き表現ができることから、高さを強調したい建築物などの表現に適している。

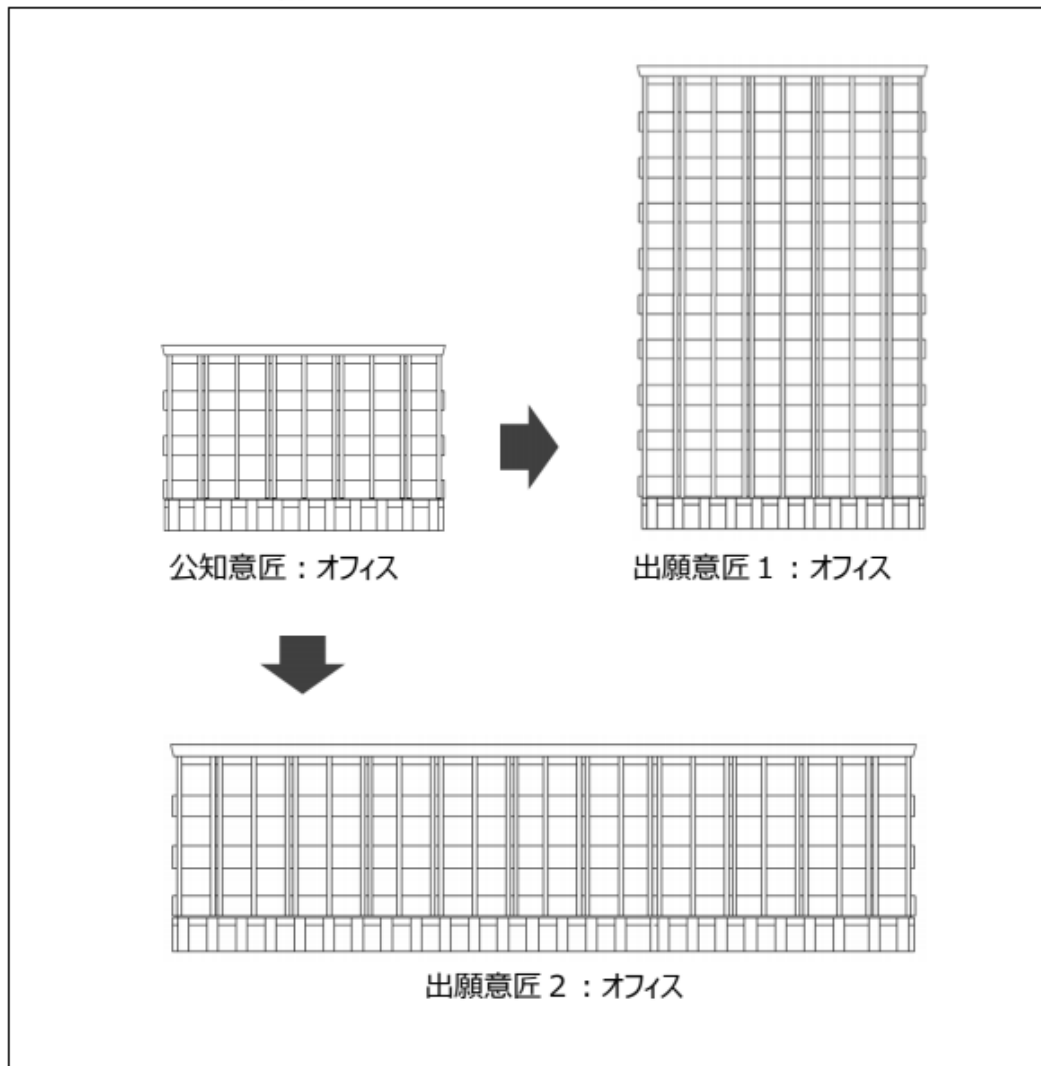
6.3 建築物の意匠の類否判断について

改訂意匠審査基準では創作容易な建築物の意匠の事例として「構成比率の変更の意匠」や「連続する単位の増減の意匠」が示されている。

公知の工場の幅と高さの構成比率を変更して表したにすぎない意匠



公知のオフィスの階数や幅を増やして表したにすぎない意匠



しかしながら、建築物の高さの構成比率を変更して表した意匠について、建築物の高さが非常に大きい場合は、「人が地面に立った視点での肉眼による観察」を行ったときの人の目に映る意

匠のイメージが大きく異なるようになるため、建築物の高さの構成比率が変わっても創作容易であるとは一概には言えないケースも存在すると思われる。例えば都庁ビル等のような高層ビルや東京スカイツリーのような電波塔といった地面に立った視点から間近に見ると圧迫感を受けるような建築物の意匠について、もし仮にこの建築物の高さの構成比率が $1/3$ や $1/5$ になったときには地面に立った視点からの見栄えが大きく異なるようになるため、非類似とみなされる可能性もあると考えられる。人が地面に立った視点での肉眼による観察に基づいた建築物の意匠の類否判断については改訂意匠審査基準だけではなく裁判所の判断等も待たれるところである。

以 上